別表十二（四）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）第２条第２項（定義）に規定する採掘権者若しくは租鉱権者（以下この記載要領において「採掘権者等」という。）であるものが租税特別措置法第55条の５（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが同法第68条の44（金属鉱業等鉱害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(十一)の表中「指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「39の①」又は（別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」））」を「指定会社所得金額又は指定会社連結所得金額（別表四「40の①」又は（別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」））」に改め、同表の記載要領第１１号及び第１３号中「別表四「43」」を「別表四「44」」に改める。

別表十一(十二)の表中「所得又は連結所得の金額（別表四「39の①」又は（別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」））」を「所得又は連結所得の金額（別表四「40の①」又は（別表四の二「47の①」＋「48の①」＋「49の①」＋「50の①」））」に改め、同表の記載要領第１１号及び第１３号中「別表四「44」」を「別表四「45」」に改める。

別表十一(十四)の表中「所得基準額（（別表四「39の①」－「26の①」）又は（別表四の二付表「47の①」－「35の①」））」を「所得基準額（別表四「40の①」－「26の①」）又は（別表四の二付表「47の①」－「34の①」）」に、「所得基準額（（別表四「39の①」－⑽－別表四「26の①」）又は（別表四の二付表「47の①」－⑽－別表四の二付表「35の①」））」を「所得基準額（別表四「40の①」－⑽－別表四「26の①」）又は（別表四の二付表「47の①」－⑽－別表四の二付表「34の①」）」に改め、同表の記載要領第四号及び第五号中「別表四「41」」を「別表四「42」」に改め、同第八号及び第九号中「別表四「42」」を「別表四「43」」に改める。

別表十一(十五)の表中「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」）」を「所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「40の①」又は別表四の二付表「47の①」）」に改め、同表の記載要領第１１号及び第１３号中「別表四「45」」を「別表四「46」」に改める。

別表十三(一)の記載要領第１号中「の益金又は損金算入」を削り、同第１３号中「、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第83条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成27年旧法」という。）第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）（同条第１項第４号に掲げる事業に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」及び「、平成27年旧法第45条」を削る。

別表十三(五)の記載要領第１号中「租税特別措置法第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」の次に「、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号。以下この号において「平成29年改正法」という。）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成29年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正法附則第69条第９項若しくは第11項（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年旧措置法第65条の７から第65条の９まで」を加え、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成24年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第17条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成23年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは」を加え、「租税特別措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」の次に「、平成29年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成29年改正法附則第84条第９項若しくは第11項（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年旧措置法第68条の78から第68条の80まで」を加え、「平成24年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）、平成23年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）若しくは」を削り、同第１１号(1)中「第９号」を「第７号」に改める。

別表十四(三)の表中「交付の時の単価」を「交付の時等の単価」に、「当期無償取得株式数」を「当期無償取得株式数／当期譲渡制限解除株式数」に改める。